

第2章 調査から見た課題

2-1 アンケート調査

(1) 障害等のある人への調査

◆地域での暮らしを支えるサービスの充実

- ・ 現在よく利用されている障害福祉サービスは、身体障害者では「補装具・日常生活用具費の支給」、知的障害者では「日中活動系サービス」、精神障害者と難病患者では「相談支援」である。また、今後利用したい障害福祉サービスは、身体障害者、精神障害者、難病患者は「相談支援」、知的障害者は「居住系サービス」である(問6)。
- ・ 障害福祉サービスの「満足度」は6割台である(問6-1)。「緊急時に利用できない」、「希望通りの内容でサービスが使えない」、「希望する曜日・時間に使えない」などの不満がある(問6-2)。
- ・ 使いやすさも含めてサービスの充実を図り、地域での暮らしを支えるサービスの満足度の向上を図る必要がある。

◆就労支援、就労定着

- ・ 障害等のある人が働くために希望することは、身体障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」、知的障害者は「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」が多くなっている(問11)。
- ・ 充実を望む施策では、65歳未満の世代で「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が多い(問32)。
- ・ 障害等のある人の就労支援、就労定着を支援するとともに、職場において障害等のある人が働くことについての理解促進を図る必要がある。

◆相談支援の充実

- ・ 悩みや困りごとの相談先は「家族・親族」が最も多いが、身体障害者と難病患者は「友人・知人」、知的障害者は「障害者施設・サービス提供事業所」、精神障害者は「医師、看護師、医療相談員」なども多くなっている。障害福祉に関する公的機関への相談は1割前後にとどまっている(問12-1)。
- ・ 充実を望む施策では、「各種相談事業を充実すること」が4割を超えて最も多くなっている(問32)ことから、相談事業を充実する必要がある。また、「悩みや困りごとを相談できる人が「いない」人が1割程度いることから(問12)、公的な相談機関に関する情報提供のあり方にも工夫が必要である。

◆成年後見制度の利用促進

- ・成年後見人等にやってほしいことは、「生活・医療等に関する契約や手続き」が5割を超える(問15)。制度が利用しやすくなるためには「成年後見制度を理解するための周知・啓発」が最も多く、知的障害者では「家族などの親族後見人へのサポート」も必要とされている(問16)。
- ・成年後見制度の利用を促進するための周知・啓発が必要である。

◆災害時要援護者支援の充実

- ・地震や災害などの緊急時に、ひとりで避難することが「できない」と回答した人は全体では約3割であるが、知的障害者では5割を超えている(問17)。また、精神障害者の約2割が「避難を助けてくれるような人はいない」と回答している(問18)。
- ・災害時に困ること・不安なことは、「避難所まで避難できるか心配」、「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」が多い。知的障害者は「障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない」、「困っていることを人に伝えるのが苦手で、うまく支援を受けられない」、「災害や避難に関する情報が得られるか心配」、「市の緊急メールを受信できるかわからない」は全体よりも高い。精神障害者、難病患者は、「医療を受けられるか分からない」が4割を超えている(問19)。
- ・災害時における避難行動の支援、障害の種類に応じた情報提供や避難所生活の支援の充実を図る必要がある。

◆地域共生社会の推進

- ・近所づきあいは、「道で会えばあいさつをする程度の人ならいる」が多いが、知的障害者と精神障害者は「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」も多い(問25)。
- ・地域で頼みたいこと・頼まれたらできることは「安否確認の声かけ」が多い(問26①、②)。
- ・障害等のある人が求める合理的配慮は「困っていると思われるときは、声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する」である(問30)。
- ・支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域社会の実現に向けて、障害の特性や本人の意向に応じた合理的配慮をしながら、障害等のある人の地域参加、地域との交流を進めていく必要がある。

◆市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

- ・「共生社会(ノーマライゼーション)」という考え方が市民に十分理解されているかという質問に対し、「はい」(理解されている)と回答した割合は、身体障害者、精神障害者、難病患者は2割程度、知的障害者は1割台である(問29)。
- ・どのようなことがあれば「理解されている」と思うかでは、「思いやりのある声かけ」、「特別な目でみないこと」などである(問29-1)。
- ・市民が障害等のある人を理解し、受け入れることができるよう、市民の意識啓発を一層推進する必要がある。

◆地域における居場所づくり

- ・自分らしい暮らしが「できている」と感じている人は5割、「できていない」と感じている人は1割である。精神障害者は全体と比べて「できていない」と感じる割合が高い(問31)。自分らしい暮らしができていないと感じる理由は「地域の中に頼れる友人・知人がいない」、「地域の中に余暇を楽しめる場所がない」が多い(問31-1)。
- ・日中活動支援や、地域の居場所づくりなどの充実を図る必要がある。

(2) 子どもの育ちや発達に関する調査

◆障害児福祉サービスの充実

- ・通園・通学で困っていることは送迎、障害への理解、医療的ケア、学区内の学校に特別支援学級がない、進学時の引継ぎなどである(問1-1)。
- ・よく利用されているサービスは、身体障害者では「補装具費の支給・日常生活用具費の給付」、知的障害者、精神障害者では「放課後等デイサービス」、難病患者では「医療型児童発達支援」と「放課後等デイサービス」、児童通所・障害福祉サービス利用者は「児童発達支援」である。また、今後利用したいサービスは、身体障害者、知的障害者は「日中一時支援」、精神障害者は「児童発達支援」、難病患者は「医療型児童発達支援」、児童通所・障害福祉サービス利用者は「放課後等デイサービス」である(問6)。
- ・障害福祉サービスの「満足度」は6割台であり、(問6-1)。「希望する事業者や施設が見つからない」、「サービスの情報が入手しにくい」、「緊急時に利用できない」などの不満がある(問6-2)。
- ・使いやすさも含めてサービスの充実を図る必要があるとともに、事業者やサービスの情報提供の改善を図る必要がある。

◆ライフステージに合わせた、切れ目のない相談・支援

- ・子どもの育ちや発達について初めて気になった時期は、就学前が9割を占める(問7)。
- ・相談先は「家族・親族」が最も多いが「保育園・幼稚園・学校」、医療機関や東京都や市の療育機関も多い(問8)。相談経験のある人は「具体的な方法を考えることができた」、「適切な相談機関・医療機関を紹介してもらった」などの効果を感じている(問8-1)。
- ・医療・医療的ケアを実施するにあたり、「成人後に受診できる医療機関があるか」、「通院などの移動」、「家族への支援」などで困っている(問17-2)。
- ・充実を望む施策は「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」が最も多い(問22)。
- ・保護者の負担感やストレスを軽減させるために重要なことは「お子さんが将来、主に養育している人の手を離れても生活できるという見通しを持てること」が最も多い(問30)。
- ・就学前の相談の充実とともに、入学、進学、卒業などのタイミングにあわせた切れ目のない支援の充実を図る必要がある。あわせて保護者への支援も求められている。

◆市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

- ・どのようなことがあればお子さんが理解されていると思うかということについて、「お子さんのことを理解して受け入れができること」が最も多く、「お子さんを特別な目で見ないこと」、「お子さんが大きな声を出したり動き回っても、嫌な顔をされないこと」が続いている。身体障害者では「お子さんがやりたいことへの手助けがあること」も多い(問18)。
- ・必要とする合理的配慮は、「お子さんや保護者が困っているときは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応すること」である。
- ・お子さんや保護者の意思、やりたいことを尊重する、市民の意識啓発が必要である。
- ・市民が障害等のある子どもとその保護者を理解し、その人の意思を尊重しながら受け入れていけるよう、市民の意識啓発を一層推進する必要がある。

(3) 障害者福祉団体調査

◆災害時の支援における協働

- ・災害時に障害等のある人々が安心して過ごせるようにするには、障害者対応担当者の確保、避難行動の支援、災害時要援護者の把握・安否確認と救出体制、避難所生活における生活支援や情報伝達のあり方、福祉避難所の開設などである(問8)
- ・平常時から災害時要援護者の支援体制を整えるとともに、障害者福祉団体や、障害福祉サービス事業所等との協働・連携により、災害時における障害者の安否確認や障害の特性に応じた情報伝達、障害等のある人の避難所生活の支援などに取り組む必要がある。

◆地域共生社会の実現に向けた協働

- ・活動する上で困っていることは、後継者問題、財政的支援、活動場所などである(問6)。市民に向けた活動情報の提供などにより新たな担い手の確保につなげる取り組みの充実、活動拠点の確保などが必要である。
- ・市の相談体制に望むことは、当事者による相談、休日や緊急時にも対応できること、専門性、多分野との連携、切れ目のない相談などである(問7)。
- ・地域共生社会の実現に向けて、団体として協力できることは、学習会や講演会などによる啓発、悩み事の傾聴などである(問11)。
- ・障害福祉制度の谷間にある方々への支援として必要なことは、人的対応の柔軟な運用、ニーズの把握、制度の仕組みや利用できる事業所の紹介、個々の相談に丁寧に対応するなどである(問9)。
- ・当事者の視点に立った相談支援や情報提供の充実、障害の理解促進のための啓発事業、障害福祉制度の谷間にある方々への情報提供など、障害者福祉団体と協働することにより、きめ細かく事業を展開していくことが考えられる。

(4) 障害福祉サービス事業所調査

◆事業所への支援

- ・ 必要性を感じているが実施していない事業は、「同行援護」、「グループホーム」、「生活介護」、「計画相談支援」などであり(問 1(4)①)、人材の確保・育成、サービスに見合う収益の確保、初期費用などが困難という理由で実施できていない。
- ・ 事業所、法人ともに、4割が事業の採算を「赤字」と回答している(問 4)。
- ・ サービスを実施する上での問題として8割の事業所が人材の確保をあげている(問 6)。
- ・ サービスの向上を図るための第三者評価について、4割の事業所が実施している(実施予定)である(問 12)。
- ・ 市の障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、人材確保の取り組みや専門職の育成、確保のための各種支援策が求められている(問 20)。
- ・ 専門職を含む人材を確保・育成し、サービスの質を高めることにつながる支援が必要である。

◆地域共生社会の実現に向けた協働

- ・ 意識啓発以外の取り組みとして、災害時に協力できることは、在宅サービス利用者への安否確認、在宅の災害時要援護者の避難支援、施設を福祉避難所として活用することなどである(問 17)。
- ・ 市の福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、「緊急時・災害時に障害者を支援する体制の整備」が最も多い(問 20)。災害時要援護者支援のしくみの充実に於いて、障害福祉サービス提供事業所に連携・協力を求めていくことが必要である。

